

否 決

議提議案第 5 号

籠原総合建設株式会社の市指定業者の資格の調査について

本議会は地方自治法第 100 条の規定により、下記のとおり調査を行う。

記

1 調査事項

籠原総合建設株式会社の市指定業者の資格に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は委員 10 人からなる市指定業者資格調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項の規定により、選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求する権限並びに同条第 10 項の規定により、団体等に照会をし、または記録の送付を求める権限を上記特別委員会に委任する。

4 調査期限

上記特別委員会は、平成 18 年 3 月までに調査を終了するものとし、議会閉会中も調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は 50 万円以内とする。

提出者	議 員	松 本 貢市郎
〃	〃	新 井 昭 安
〃	〃	金 子 雄 二
〃	〃	田 島 道 夫
〃	〃	笠 原 秀 雄
〃	〃	松 浦 紀 一
〃	〃	江 森 茂 美